

鎌倉市農業委員会 令和元年度 第3回総会 議事録	
日 時	令和元年6月25日(火) 15時30分開会
場 所	鎌倉市役所 4階 402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、 13番 石澤一英 以上12名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員・小田職員・酒井職員
欠席委員	12番 若林委員
議長(安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。12番若林安雄委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員は、4番郷原委員、5番平井委員にお願いします。現況証明委員は、1番柏木委員、2番石原委員にお願いします。
議長(安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長。本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、6月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件。 日程第2、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第3、報告第7号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第4、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第5、議案第9号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画にする意見について。 日程第6、議案第10号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第7、その他、諸般の報告について。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第1、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第1、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、着席して報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、 XXXXXXXXXX 、畑、201平方メートル外1筆、合計2筆、359平方メートルを XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX が、専用住宅用地及

	び倉庫用地として、令和元年5月28日転用のため、令和元年5月23日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、畑、330平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が専用住宅用地として、令和元年6月3日転用のため、令和元年5月31日に専決処分いたしました。 整理番号3、[REDACTED]、畑、176平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が店舗用地として、令和元年6月6日転用のため、令和元年5月31日に専決処分いたしました。以上3件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第2、報告6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第2、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、25平方メートル外2筆、合計3筆、33平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が、[REDACTED]、[REDACTED]に所有権移転し、専用住宅用地として、令和元年6月1日転用のため、令和元年5月17日に専決処分いたしました。賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13番(石澤委員)	13番。第6号整理番号1の地図を見ると2筆に見えるが、3筆ではないか。
事務局(岸名補佐)	議長。地図の右手の三角形の中に2筆あるので、合計3筆になります。
13番(石澤委員)	13番。分かりました。
議長(安齊会長)	よろしいですか。他にございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第3、報告第7号、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第3、報告第7号、遊休農地解消対策実践活動について、着席して報告させていただきます。 手広の遊休農地解消対策実践活動地において、5月18日(土)午前9時から、三菱電機株式会社の社員52名により雑草の撤去作業及びさつまいもの植付け作業を行いました。 6月7日(金)には、午前9時30分から、三菱電機株式会社の新入社員49名により雑草の撤去等の作業を行いました。 雑草、雑木についてはほぼ撤去が完了し、圃場奥の地中の蔓の撤去を行いました。 植付け箇所以外については除草剤を散布し管理を行い、9月以降に圃場の整備作業を再開させていただく予定です。 続きまして、関谷の圃場において、6月20日(木)午後2時から、

	平井委員、小泉委員に除草剤の散布を行っていただきました。ありがとうございました。 本圃場につきましては、今後の活動について検討中であり、引き続き管理を行うものです。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	それでは、日程第4、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第9号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、日程第6、議案第10号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件について関連があるので一括して上程いたします。 当案件に関し、退席者がございます。 これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されているためです。暫時休憩いたします。
議長(安齊会長)	会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第4、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第9号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、日程第6、議案第10号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件について関連案件ですので一括してご説明します。それでは、お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第8号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの3年間です。 次に、議案9号及び参考資料をご覧ください。 議案第9号は、ただ今、ご説明した議案第8号の土地のうち、 を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、令和元年9月1日から令和4年6月30日までの約3年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間17,400円となっています。 次に、議案10号及び参考資料をご覧ください。 議案第10号は、議案第8号の土地のうち、 を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、令和元年9月1日から令和4年6月30日までの約3年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間20,400円となっています。 なお、いずれの案件も農業公社を利用した貸し借りとなります。

	が、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
6 番(岡崎委員)	議長。6 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人2名の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ナス、ピーマン等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、3件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第8号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案8号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第9号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第9号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第10号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第10号は承認されました。議事の都合により、暫時休憩いたします。
議長(安齊会長)	会議を再開します。次に、日程第7、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第7、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 諸般の報告1、生産緑地地区の取得のあっせんについて、報告いたします。この案件は、平成31年4月25日開催の農業委員会4月総会において承認され、令和元年5月10日付で、主たる従事者証明を発行した案件です。令和元年5月14日に、申出者から市長に買い取り申出が行われましたが、6月11日付で、市としては申出地を買取らない旨の決定をし、同日付で申出者に通知しました。 生産緑地法第13条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第17条の2、あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる旨規定されていることから、令和元年6月17日付で、当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。生産緑地法第14条の規定により、買い取りの申し出があった日から起算して3ヶ月以内、8月13日までに所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除されることとなりますので、取得希望の情報がありましたら7月10日までに事務局へご連絡ください。なお、JAに対しても、市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行っているとのことです。 続きまして、諸般の報告2、農地相談会について、報告いたしま

	す。7月30日(火)に本年度第1回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。農家の方へは、JAの回覧で周知をする予定です。場所はJAさがみ玉縄支店で行います。相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 次に、諸般の報告3、農地パトロールについて、報告させていただきます。農地パトロールは、農業振興地域内の農地法違反地を中心に現在の状況を確認するため、農地パトロール実施計画に基づき年4回実施しております。目的は、農地法違反地の状況の確認、産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の防止等となっております。農業委員会のほか、市の関係課・県関係課職員も同行します。次回は、令和元年7月26日(金)14時30分より実施予定で、12番若林委員、13番石澤委員、1番柏木委員にお願いします。通知につきましては、追って送付させていただきます。 諸般の報告4、「2020年 農林業センサス農山村地域調査の実施について」、報告させていただきます。 農業委員会5月総会諸般の報告で報告いたしました、2020年農林業センサス農山村地域調査について、鎌倉市総務課統計担当へ農業委員名簿を提出したところ、別紙の調査票への回答依頼があったものです。本調査については、平成26年度にも同様の調査を実施しており、ご協力をいただいているものです。別紙の地図資料のうち、色塗りがされている地域が対象となっています。内容は、寄り合いの開催と地域活動の実施状況、地域資源の保全、実行組合の有無の3点となっています。ご了承いただければ、正式に調査票が送付されますが、いかがいたしましょうか。
議長(安齊会長)	これは、平成26年度にも同様の調査が実施されたということだが、記憶の有る方はいませんか。
4番(郷原委員)	4番。これは、個人に送られてくるものか。農業委員に地区を割当てているが、この調査票を回答するものか。
事務局(名塚職員)	議長。地域に精通している方に直接これを送付すると聞いていますので、農業委員の方が回答いただけるのであれば、直接農業委員の方に送付すると聞いております。
議長(安齊会長)	農地については、我々農業委員がここは誰が耕作しているとかは分かるが、この調査票は農地だけでないでしょう。排水路とか森林とか河川とかため池とか色々な項目があるので、我々農業委員だけで回答するにも無理がある。
4番(郷原委員)	4番。いまの説明で3項目だけ調査する内容ということか。
事務局(名塚職員)	議長。統計担当からは、お配りした調査票に基づいて調査を行うと聞いています。 内容は寄り合いの開催と地域活動の実施状況、地域資源の保全、実行組合の有無になります。
事務局(岸名補佐)	議長。括弧書きの大きいものが、それぞれの上に見出しで記載されています。
4番(郷原委員)	4番。自分の地区は分かる。割当てられても他の場所は分からない。どうするのこれ。
議長(安齊会長)	これ我々農業委員がだけで調査しろといわれても対応できな

	い。地域に精通した農協の組合員がいると思う。例えば十二所の昔からの人ならどういう組合があったとか分かると思う。ここでの森林、河川、ため池とか我々農業委員だけでなく、農協に手伝ってもらふところは、手伝ってもらふ。農協に相談したほうが良いのではないか。組合員の中に精通している人がいるから、農協を通じてそういう人にやってもらふのはどうか。 とりあえず農協と相談をしてからやったほうが良いのでは。
事務局(名塚職員)	議長。これで了承するのではなく、会長を交えまして農協と事務局で協議をさせていただいた上で調査の方針を決めさせていただきたいと思います。
議長(安齊会長)	いずれにしても我々の仕事として全然やらないということはないと思う。
4番(郷原委員)	4番。少なくとも農業委員で自分の地区が分からないことは無いと思う。それを除外した分だけを農協に協力してもらったらどうか。
議長(安齊会長)	私の受け持ち範囲は広いが、全てを把握できているものではない。
4番(郷原委員)	4番。それともう1点。農業集落精通者名簿だが、氏名、郵便番号、住所、電話番号まで記入するようになっているが、個人情報保護の上でどうかと思う。アンケート調査は、無記名ではないのか。農業委員でこの調査をすると責任もでてくる、問題があるのではないか。
事務局(岸名補佐)	議長。先月諮らせていただいた際には、個別のアンケートが送付されて、不明な点について農業の精通者である農業委員会の協力を得たいという話でしたのでお諮りしたところですが、その後これが送られてきまして、事務局内でも回答ができるか悩んでいるところです。先ほど会長からご提案いただいたとおり、農協を交えまして処理の仕方を協議したいと思います。補足説明で不明のものがあれば知恵を借りたいという話であったものが、この調査票が送られてきたので、今回お諮りをして、ご指示をいただくものです。
議長(安齊会長)	農業集落精通者名簿は秘匿扱いにはなるのであろうが、気になる。
事務局(名塚職員)	議長。個人情報に関して提出したくないという意向があることを統計担当に相談させていただきます。
13番(石澤委員)	13番。市内で外れている区域があるがなぜか。
事務局(岸名補佐)	議長。あくまで推測になりますが、過去から5年おきに調査されていますが、元の地域の指定が合ったように見えます。
13番(石澤委員)	13番。今ではこの活動を町内会が担っている場合が多いのでは。
4番(郷原委員)	4番。質問の内容から考えると町内会・自治会の話ではないか。特に一つ目は。多少農業には関連するが。
議長(安齊会長)	前回も行っているようだが。
事務局(岸名補佐)	議長。前回の内容も確認したいと思います。
4番(郷原委員)	議長。4番。前回やった記憶があまり無い。
10番(和田委員)	議長。5年前にこのような調査票に回答はしていません。
議長(安齊会長)	5年前の委員も記憶が無いようである。
事務局(岸名補佐)	議長。統計担当にも再度確認をします。

事務局(名塚職員)	議長。農協で全て処理した可能性もありますので、確認します。
議長(安齊会長)	再度調査をお願いします。この件はこれでよろしいですね。事務局他に何かありますか。
事務局(名塚職員)	議長。後に7月総会の日程について、ご報告させていただきます。次回は、7月25日(木)15時30分から、運営委員会は、15時10分から、鎌倉市役所4階402会議室で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4番(郷原委員)	4番。農地パトロールが次回農業委員会の翌日だが問題はないか。
事務局(名塚職員)	議長。7月中の実施ということであれば問題ありません。
議長(安齊会長)	よろしいですか。他にございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和元年度第3回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	
安齊 清一	
議事録署名委員 4番	
郷原 均	
議事録署名委員 5番	
千村 保男	